## 規制区域指定の考え方

•国が定めた基礎調査実施要領(規制区域指定編)の「 規制区域の指定の考え方 | に基づき区域を指定

## 「宅地造成等工事規制区域」の指定の考え方 (市街地や集落など、盛土等により人家等に危害を及ぼしうるエリア)

- ○都市計画区域
- ○集落の区域(3戸以上の建築物が概ね50m以内で連たん)
- ○上記に隣接・近接する土地の区域 など

## 「特定盛土等規制区域」の指定の考え方

(市街地や集落からは離れているものの、地形等の条件から、 盛土等により人家等に危害を及ぼしうるエリア)

- ○市街地や集落等に土石流の被害が想定される渓流等の上流域
- ○市街地や集落等に近接し、土砂の流出が想定される区域
- ○土砂災害発生の危険性を有する区域(土砂災害警戒区域他)など

## 【規制区域のイメージ】



※ 基礎調査の結果、区域指定要件に該当しない区域がわずかに存在したが、不法投棄等の盛土が集中する恐れがあるため、 群馬県全域を宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域に指定する